

## 7. 犯罪被害者等に対する転居費用や家賃補助の制度

番号	地方公共団体名	制度の根拠	開始時期	転居費用等の額		平成20年 度利用実績 件数
					その他	
1	東京都	犯罪被害者支援に係る宿泊施設の提供に関する要綱	平成20年4月	(宿泊費の負担、上限6泊7日で1泊1万1千円まで)		
2	東京都杉並区	杉並区高齢者等応急一時居室提供事業実施要綱	平成18年4月		補助ではないが利用料金の減免及び猶予の規定がある	
3	大阪府摂津市	犯罪被害者等賃貸住宅家賃等の補助に関する実施要綱	平成20年7月	(1)家賃 生活保護の住宅扶助基準以内で、賃貸借契約日から6ヵ月以内 (2)敷金等 20万円を限度		1